



愛媛労働局発表
平成27年10月27日

【担当】
愛媛労働局雇用均等室
室長 藤田 恭子
地方機会均等指導官 渡辺 園子
(電話) 089(935)5222

報道関係者 各位

女性活躍推進法説明会を開催します

一人一人の女性が、希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月28日に可決成立しました。

同法により301人以上の労働者を雇用する企業には、平成28年4月1日までに女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・公表・届出等が義務付けられます。

そこで、管内の事業主等に対し、同法を周知するとともに、当県における一層の女性活躍推進を図るために女性活躍推進法説明会を開催します。

できるだけ多くの事業主・人事労務担当者等の皆さんに参加いただくため、広く周知に御協力をお願いするとともに、説明会当日の取材につきましても、よろしく願いいたします。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 開催日時 | 平成 27 年 11 月 17 日(火) 13時30分 ~ 16時 |
| 2 | 開催場所 | 愛媛県総合社会福祉会館 多目的ホール |
| 3 | 主 催 | 愛媛労働局・愛媛県・えひめ女性活躍推進協議会 (*1) |
| 4 | 内 容 | (1)「えひめ女性活躍推進事業について」 愛媛県
(2)「えひめ女性活躍推進協議会の取組について」えひめ女性活躍推進協議会
(3)「女性活躍推進法・加速化助成金について」 愛媛労働局
この他、「働き方の見直し」「キャリアアップ助成金」の説明も行います |

*1「えひめ女性活躍推進協議会」とは、県内企業等における女性の活躍推進を加速化するため、オール愛媛で主要な団体や自治体等が幅広く連携し、各団体の所属企業等に対し女性活躍推進を働きかけることを目的に設立されています。

(事務局:一般社団法人 愛媛県法人会連合会)

(別添資料)

- 1 女性活躍推進法説明会開催要領
- 2 女性活躍推進法説明会開催チラシ

女性活躍推進法説明会開催要領

1 趣旨

一人一人の女性が、希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成 27 年 8 月 28 日に成立した。

同法により 301 人以上の労働者を雇用する企業には、平成 28 年 4 月 1 日までに女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・公表・届出等が義務付けられる。

そこで、管内の事業主等に対し、同法を周知するとともに、本県における一層の女性活躍推進を図るために開催する。

2 開催日時 平成 27 年 11 月 17 日 (火) 13:30~16:00 (150 分)

3 開催場所 愛媛県総合社会福祉会館 多目的ホール

4 内容

- | | |
|---|------------------|
| (1) 「えひめ女性活躍推進事業について」
愛媛県 | (20 分) |
| (2) 「えひめ女性活躍推進協議会の取組について」
えひめ女性活躍推進協議会 | (15 分) |
| (3) 「女性活躍推進法について」
「女性活躍加速化助成金について」
愛媛労働局雇用均等室 | (70 分)
(15 分) |
| (4) 愛媛労働局説明 | (30 分) |

5 主催 愛媛労働局・愛媛県・えひめ女性活躍推進協議会

6 対象者 事業主・人事労務担当者等